

事業者殿

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
埼玉事務所

移動式クレーンの定期自主検査者に 対する安全教育講習会の開催について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて移動式クレーンについては、労働安全衛生法により、定期的に自主検査を行うよう事業者には義務づけられています。

しかし、この定期自主検査を行う者が、十分な知識や技能を有しないため、形式的な検査に止まったり、まったく実施していない事例がみうけられます。

こうしたことは、重大な災害を誘発することになりかねません。このため厚生労働省では、移動式クレーンの定期自主検査を適切に行わせるため、移動式クレーンを有する事業者や整備業者等で、新に移動式クレーンの定期自主検査者として選任された者及び選任されて間もない者を対象として、「移動式クレーン定期自主検査指針に基づいた安全教育を受講するよう勧奨しています。

当埼玉事務所では、埼玉労働局のご指導のもと、移動式クレーンの自主検査項目及び荷重試験等の結果に基づいた判定の業務に必要な知識を附与することを目的として、今般、下記によりこの講習会を実施することになりました。

事業者各位におかれましては、これらの趣旨を十分ご理解のうえ、今回の機会にぜひ本講習に参加し、移動式クレーンの定期自主検査の幅広い知識を習得されますようご案内申し上げます。

この教育を修了しますと厚生労働省通達による修了証が交付されます。また、本教育を修了した者が移動式クレーンの定期自主検査を行った時は、当該移動式クレーンに「定期自主検査実施ステッカー」(有償)をはり付けることができます。

記

1. 実施日時 2021年11月9日(火) 開催中止
午前9時～午後5時
2. 場 所 さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル3F
3. 定 員 30名
4. 受講料(税込) 9,430円(内消費税857円) テキスト2,145円
計11,575円
5. 添付書類 申込書、写真1枚(縦3.5cm×横2.5cm、書面、脱帽、上三分身背景無地、3ヶ月以内に撮影したもの、裏面に氏名記入)
6. 教育科目
 - (1) 移動式クレーンの定期自主検査の目的及び検査者の役割、関係法令及び災害事例
 - (2) 移動式クレーンの上部旋回体、下部走行体及びアウトリガの検査に関する知識
 - (3) 移動式クレーンのアタッチメントの検査に関する知識
 - (4) 移動式クレーンの安全装置の検査に関する知識
 - (5) 移動式クレーンの荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識